

理解度チェックの解答

〈旅行業法の目的・旅行業等の定義〉P.24～25

【問題1】1. (○) 2. (×) 3. (×) 4. (×) 5. (○) 6. (○) 7. (○)
8. (×) 9. (×) 10. (×) 11. (○) 12. (○) 13. (×)

【問題2】旅行業の定義を定めた法第2条第1項各号の1つに該当する行為は、第9号を除き同条第2項の旅行業者代理業の定義にも該当する。したがって、法第3条により、旅行業又は旅行業者代理業の登録を要する。

1. (1) (×)=旅行業に該当しない旨を定めた法第2条第1項本文かつ書きに該当するので登録不要。
(2) (×)=法第2条第1項各号に該当しないので登録不要。
(3) (○)=法第2条第1項第8号に該当するので登録要。
(4) (○)=法第2条第1項第1号に該当するので登録要。
(5) (×)=法第2条第1項第6号により、運送等関連サービスは運送等サービスに付随して販売しなければ旅行業又は旅行業者代理業に該当しないので登録不要。
(6) (○)=法第2条第1項第3号に該当するので登録要。
(7) (○)=法第2条第1項第9号に該当するので登録要。
(8) (×)=自らの運送等サービス(運送)を提供することは旅行業又は旅行業者代理業に該当しないので登録不要。
(9) (○)=法第2条第2項(旅行業者代理業)又は第3項かつ書き(旅行業者の受託販売)に該当するので登録要。
(10) (×)=自らの運送等サービス(宿泊)を提供することは旅行業又は旅行業者代理業に該当しないので登録不要。
(11) (○)=挙式だけであれば旅行業又は旅行業者代理業に該当しないが、新婚旅行は法第2条第1項第1号又は第3号若しくは第4号に該当するので登録要。
(12) (×)=自らの運送等サービス(宿泊)に運送等関連サービス(ゴルフ場)をセットして販売することは旅行業又は旅行業者代理業に該当しないので登録不要。
(13) (○)=法第2条第1項第3号に該当するので登録要。報酬を旅行者から得るか旅館から得るかは無関係。
(14) (○)=法第2条第1項第1号又は第5号に該当するので登録要。
(15) (×)=法第2条第1項各号に該当しないので登録不要。
2. (1) (○)=法第2条第6項に該当するので登録要。
(2) (×)=旅行サービス手配業の定義に該当しないものを定めた規則第1条第1号に該当するので旅行サービス手配業の登録不要。
(3) (×)=レストランの手配は運送等関連サービスに該当し、この行為は旅行サービス手配業の定義に該当しないものを定めた規則第1条第2号に該当するので登録不要。
(4) (○)=この行為は規則第1条第2号により、旅行サービス手配業に該当するので、登録要。
(5) (×)=この行為は規則第1条第2号により、旅行サービス手配業に該当しないので、登録不要。

〈登録〉P.42～43

【問題3】1. (×) = 法第6条の2による。登録の日から起算して5年とする。

2. (○) = 規則第1条の2第2号による。

3. (○) = 法第4条第1項第3号による。

4. (×) = 規則第1条の2第3号による。自らの主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事が申請書の提出先。

5. (×) = 法第6条の3又は規則第1条の2第3号による。旅行業者代理業には、登録の更新制度の定めがない。

6. (○) = 法第6条の3第4項による。

7. (×) = 法第6条の3第3項による。通知があるまでの間は登録は有効であるので、契約の締結可。

【問題4】1. (○) = 規則第1条の3各号による。

2. (○) = 規則第1条の3第1号による。

3. (×) = 規則第1条の3第2号による。本邦外の募集型企画旅行は実施できない。

4. (○) = 規則第1条の3第3号による。

5. (○) = 規則第1条の3第4号による。

6. (○) = 法第4条第1項第3号による。旅行業者代理業には登録業務範囲の定めはない。所属旅行業者が、その業務の範囲のなかで旅行業務を取り扱わせる。

7. (×) = 規則第1条の3第4号による。本邦内外の相談業務に応じることができる。

【問題5】1. (1) (○) = 法第6条第1項第10号及び規則第3条第2号による。第2種旅行業の基準資産額は700万円以上。

(2) (×) = 法第6条第1項第7号(第4号)による。「申請前5年以内」でなければ該当しない。

(3) (×) = 法第6条第1項第7号(第2号)による。旅行業法以外の法令違反は禁錮刑以上でなければ該当しない。

(4) (○) = 法第6条第1項第2号による。「5年を経過していない者」は該当する。

(5) (×) = 法第6条第1項第5号による。「成年者と同一の行為能力を有する未成年者」は該当しない。

(6) (×) = 法第6条第1項第6号による。復権を得ていれば復権の時期にかかわらず該当しない。

(7) (○) = 法第6条第1項第1号による。「5年を経過していない者」は該当する。

(8) (○) = 法第6条第1項第9号による。

(9) (○) = 法第6条第1項第11号による。

(10) (○) = 法第6条第1項第8号による。

- 【問題6】1. (×)=法第6条の4第3項による。営業所の旅行業務取扱管理者の変更は、届出事項ではない。
2. (×)=法第6条の4第1項及び3項による。代表者の氏名変更は、「変更登録」ではなく、「登録事項の変更の届出」事項である。変更登録は、業務の範囲を変更するときに限られる。
3. (×)=規則第4条の2第1項第2号による。主たる営業者の所在地を管轄する都道府県知事に提出する。
4. (○)=法第6条の4第3項による。
5. (×)=規則第1条の3により、旅行業者代理業には業務の範囲の定めがないので法第6条の4第1項の変更登録申請はできず、この場合、第3種旅行業の新規登録の申請をしなければならない。
6. (×)=旅行業者代理業には変更登録はない。法第15条の2第1号により、代理業契約が効力を失ったときは、旅行業者代理業の登録は効力を失う。したがって、新たな旅行業者を所属旅行業者とする旅行業者代理業の新規登録をしなければならない。
7. (○)=規則第1条の3により、本邦外の募集型企画旅行を実施することができるのは第1種旅行業であり、第1種旅行業への変更登録を受けようとするときの申請書の提出先は、規則第4条の2第1項第1号により、観光庁長官である。
8. (○)=法第6条の4第3項及び規則第5条第1項ただし書きによる。

〈営業保証金〉P.62～63

- 【問題7】1. (1) (○)=法第7条第2項及び第3項による。
- (2) (○)=法第7条第4項による。
- (3) (○)=法第8条第1項による。
- (4) (○)=法第8条第6項による。
- (5) (×)=法第8条第7項による。旅行業者の主たる営業所の最寄りの供託所に供託する。
- (6) (○)=法第9条第1項及び第2項による。
- (7) (○)=規則第9条の2の取引額報告書の様式に記入欄があることによる。
- (8) (×)=法第17条第1項による。弁済を受ける権利を有するのは旅行者のみである。
- (9) (○)=法第18条第1項、第2項及び第3項による。
2. (1)=7,000 (2)=1,100 (3)=300 (4)=15
3. ①変更登録 ②保証社員 ③6箇月 ④公告 ⑤10年
- 以上法第9条第7項及び第8項、法第20条第3項及び第4項並びに法第54条第1項及び第2項の条文の抜粋である。
4. (1)○ (2)○ (3)× (4)○ (5)× (6)×
- (1)～(3)及び(5)～(6)については、法第17条第1項による。(4)については、法第16条第1項及び第4項による。

〈旅行業務取扱管理者〉P.72～73

- 【問題8】1. (1) (×)=法第11条の2をはじめ関連する条文のどこにもこのような定めはない。
- (2) (×)=法第11条の2第2項による。新たな旅行業務に関する契約の締結ができないのであり、その他の旅行業務は可。

- (3) (×) = 法第11条の2第3項による。選任しなければならない。
 (4) (×) = 法第11条の2第4項及び第5項による。兼任できない。
 (5) (○) = 法第11条の2第5項並びに規則第10条の2及び規則第10条の3による。
 (6) (×) = 法第11条の2第6項による。旅行業法以外の法令違反については、拘禁刑以上でなければ選任可。
 (7) (×) = 法第11条の2第6項第2号による。本邦内の旅行のみを取り扱う営業所では国内旅行業務取扱管理者を選任すればよい。
 (8) (×) = 規則第1条の3第4号による。地域限定旅行者は、海外手配旅行を取り扱うことはできない。
 (9) (○) = 法第11条の2第7項及び規則第10条の6による。
 (10) (○) = 法第11条の2第10項による。
 (11) (○) = 法第12条の5の2による。
 (12) (×) = 規則第27条の7第十号様式参照。当該旅行者代理業者の代表者が発行する。

2. (1) = × (2) = ○ (3) = ○ (4) = × (5) = ○ (6) = ○
 (7) = ○ (8) = ○ (9) = × (10) = × (11) = × (12) = ○
 (13) = ○ (14) = × (15) = ○ (16) = ○

(2) (3) (5) (6) (7) (8) (12) (13) (15) (16)が規則第10条に定められており、他は定められていない。

〈料金の揭示・旅行業約款〉P.79

- 【問題9】1. (1) (×) = 法第12条をはじめ関連する条文に料金の認可についての定めはない。
 (2) (×) = 法第12条第1項による。必ず、揭示しなければならない。備え置く必要はない。
 (3) (○) = 法第12条第3項による。
 (4) (○) = 規則第21条による。
 2. (1) × (2) × (3) ○ (4) ○ (5) ○
 (1) (2)は、法第12条第1項のかっこ書きに「企画旅行に係るものを除く。」とある。

- 【問題10】1. (○) = 法第12条の2第1項による。
 2. (×) = 法第12条の2、法第12条の3及び関連する規則のどこにもこのような定めはない。法第12条の2第1項により、有利であるか否かの判断を含め認可を受けなければならない。
 3. (○) = 法第12条の2第3項による。
 4. (○) = 「契約の解除に関する事項」は軽微な変更について定めた契約規則第2条各号に該当しないので、法第12条の2第1項により、認可を受けなければならない。
 5. (×) = 前段については、規則第23条第6号(法第55条第3号)により正しいが、後段は契約規則第2条第1号ロにより軽微な変更に該当するので誤り。
 6. (×) = 契約規則第2条第1号イにより軽微な変更に該当するので誤り。
 7. (○) = 規則第23条第5号による。

〈取引条件の説明・書面の交付〉P.90~91

【問題11】1. (1) (×)=法第12条の4第2項により取引条件の説明書面は交付しなくてよいが、同条第1項の取引条件の説明はしなければならない。

(2) (×)=法第12条の4第3項による。旅行者の承諾を得なければならない。

(3) (×)=契約規則第3条第3号による。取引条件の説明書面の交付を要する。

(4) (○)=契約規則第3条第2号ハによる。

(5) (×)=法第12条の4第1項の主語は、「旅行業者等は」とあるので、旅行業者代理業者も含まれる。

2. (1)=× (2)=○ (3)=○ (4)=× (5)=○

(6)=○ (7)=× (8)=× (9)=○ (10)=○

(2)(3)(5)(6)(9)(10)が契約規則第3条第1号に定められており、他は定められていない。

3. (1)=× (2)=○ (3)=× (4)=○ (5)=○

(6)=○ (7)=○ (8)=○ (9)=○

(2)(4)(5)(6)(7)(8)(9)が契約規則第5条第1号に定められており、他は定められていない。

【問題12】1. (×)=法第12条の5第1項による。第1項後段に、「…その他の国土交通省令・内閣府令で定める事項を記載した書面又は当該旅行に関するサービスの提供を受ける権利を表示した書面(いわゆる「権利書面」)を交付しなければならない。」とあり、航空券は「権利書面」に該当するので、航空券を交付すればよい。

2. (○)=契約規則第8条による。

3. (○)=契約規則第9条第1号二による。

4. (×)=[「契約を締結した旅行者の氏名」]は契約規則第9条第1号に定められていない。

5. (○)=契約規則第9条第2号ハ(契約規則第3条第2号ハ)による。

6. (○)=契約規則第9条第1号ハ及び契約規則第9条第2号ハによる。

7. (×)=[「契約の申込方法及び契約の成立に関する事項」]は契約規則第9条第1号及び第2号に定められていない。

8. (○)=法第12条の5第3項による。

〈外務員の証明書携帯等〉P.94

【問題13】1. (○)=法第12条の6第1項による。

2. (○)=規則第28条の外務員の証明書の様式に「旅行業者又は旅行業者代理業者の氏名又は名称」「主たる営業所の所在地」「代表者氏名」及び「(代表者の)押印」欄がある。

3. (×)=法第12条の6第2項による。その業務を行うときは、外務員の証明書を提示しなければならない。

4. (×)=法第12条の6をはじめ関連する規則のどこにもこのような定めはない。

5. (×)=法第12条の6第3項による。「旅行者が悪意であったとき(外務員が権限を与えられていないことを知っていたとき)は、この限りではない。」とある。

〈広告・標識の掲示〉P.102～103

- 【問題14】 1. (1)=× (2)=× (3)=○ (4)=× (5)=○
 (6)=○ (7)=○ (8)=× (9)=○ (10)=○
 (3)(5)(6)(7)(9)(10)が契約規則第13条に定められており、他は定められていない。
2. (1)(×)=法第12条の7をはじめ関連する規則、契約規則のどこにもこのような定めはない。契約規則第12条第1号の「企画者以外の者の氏名又は名称を表示する場合」とあるのは、企画者以外の者(例えば受託旅行業者等)が企画者に代わって広告をする場合を想定している。
- (2)(○)=契約規則第12条第2号による。
- (3)(○)=契約規則第12条第1号による。
- (4)(×)=法第12条の8による。「旅行業務について広告をするとき」とあり、必ずしも企画旅行に参加する旅行者を募集する広告のみに適用されるのではない。
3. (1)=○ (2)=○ (3)=○ (4)=○ (5)=○
 いずれも、契約規則第14条に誇大表示をしてはならない事項として定められている。

- 【問題15】 1. (×)=法第12条の9第1項による。「旅行者に」⇒「公衆に」が正しい。
2. (○)=規則第31条の第十二号様式～第十五号様式による。
3. (×)=規則第31条の第十二号様式～第十五号様式による。代表者の氏名を記載する欄はない。
4. (×)=規則第31条の第十二号様式～第十三号様式による。旅行業協会名を記載する欄はない。
5. (○)=規則第31条の第十二号様式～第十五号様式による。
6. (×)=規則第31条の第十二号様式～第十三号様式の注3による。委託旅行業者が明確となるようにその氏名又は名称を記載しなければならない。
7. (○)=規則第31条の第十二号様式～第十五号様式による。旅行業務取扱管理者の氏名欄がある。
8. (○)=規則第31条第1号～第4号及び第十二号様式～第十五号様式の注1による。本邦内の旅行のみを取り扱っている営業所の標識の地の色は白色、それ以外の営業所の標識の地の色は青色。
9. (×)=規則第31条の第十二号様式～第十五号様式による。営業所の名称欄はあるが、その住所と責任者の氏名を記載する欄はない。
10. (○)=法第12条の9第2項による。

〈旅程管理〉P.113

- 【問題16】 1. (×)=法第12条の10による。単に「企画旅行を実施する場合」とあるので、受注型企画旅行においても措置が必要。
2. (×)=規則第32条第1号による。「募集の開始前」⇒「旅行の開始前」が正しい。
3. (○)=規則第32条第4号による。
4. (○)=規則第32条第2号による。
5. (○)=規則第32条第3号による。
6. (×)=法第12条の11第1項による。旅行業法以外での法令違反による罰金刑は拒否事由に該当しないので選任することができる。

7. (○) = 法第12条の11第1項による。
8. (×) = 規則第33条第1項に2つあるかっこ書きのうち最初のかっこ書きによる。本邦内の企画旅行に参加する旅行者に同行する者にあつては、「本邦内の実務経験」、「本邦外の実務経験」どちらでもよい。
9. (○) = 規則第33条第1項による。
10. (○) = 規則第33条第2項による。

〈禁止行為〉P.116

【問題17】 1. (○) = 法第13条第1項第2号による。

2. (×) = 法第13条第1項第1号による。いかなる場合も掲示した金額を超えて収受できない。
3. (×) = 法第13条第2項による。正当な理由があれば遅延することも可能。
4. (×) = 法第13条第3項第2号及び第3号による。広告することも禁止行為となる。
5. (○) = 規則第37条の8第3号による。
6. (○) = 規則第37条の8第2号による。
7. (○) = 規則第37条の8第1号による。
8. (×) = 法第14条第2項による。いかなる方法をもってするかは問わず経営させてはならない。

〈受託契約〉P.119

【問題18】 1. (○) = 法第14条の2第1項による。

2. (×) = 業務の範囲による受託契約を制限する定めはない。
3. (○) = 複数の他の旅行業者との受託契約を制限する定めはない。
4. (×) = 法第14条の2は、旅行業者代理業の登録を要せずに募集型企画旅行の代理販売を認める例外規定なので、そこからさらに再委託をすることは認められない。
5. (×) = 法第14条の2第2項による。受託旅行業者が当該受託旅行業者を代理して販売することができる旅行業者代理業者を定めなければならない。
6. (○) = 法第14条の2第3項による。
7. (○) = 法第14条の2第1項、規則第1条の3第4号及び法第11条の2第6項第3号による。
8. (×) = 業務の範囲による受託契約を制限する定めはない。

〈旅行業者代理業者〉P.122

【問題19】 1. (○) = 法第14条の3第1項による。

2. (○) = 法第14条の3第2項による。
3. (×) = 法第15条の2第1号による。
4. (○) = 法第14条の3第4項による。
5. (×) = 法第12条の2第3項による。所属旅行業者の旅行業約款を掲示又は備え置かなければならない。
6. (×) = 法第14条の3第5項による。相当の注意を払うだけではなく、その旅行業者代理業者の行う旅行業務につき旅行者に加えた損害の発生防止に努めていなければならない。
7. (○) = 法第11条による。
8. (○) = 法第15条の2第2号による。
9. (×) = 法第14条の3をはじめ関連する法及び規則のどこにもこのような定めはない。
10. (○) = 法第15条第1項による。

〈事業の廃止等・業務改善命令・登録の取消し等〉P.130

- 【問題20】 1. (×) 2. (×) 3. (○) 4. (×) 5. (○)
6. (○) 7. (○) 8. (×) 9. (○) 10. (○)

以上1～10については法第18条の3第1項による。

- 【問題21】 1. ①6月 ②停止 ③登録 ④更新 ⑤変更登録
2. ⑥1年

以上法第19条第1項及び第2項の条文又は法第37条第1項及び第2項の条文

〈旅行サービス手配業〉P.149

- 【問題22】 1. (○) = 規則第42条による。
2. (×) = 旅行サービス手配業には有効期間の定めはない。
3. (×) = 旅行サービス手配業には、業務の範囲の定めはない。
4. (○) = 法第26条第1項第5号による。
5. (○) = 法第27条第1項による。
6. (×) = 法第28条第2項による。契約を締結してはならないのであり、すべての旅行サービス手配業務を取り扱ってはならないというのは誤り。
7. (○) = 法第28条第1項及び同条第5項による。
8. (○) = 規則第46条第2号による。
9. (×) = 法第30条による。契約を締結したときに書面の交付が必要であり、契約締結前に書面の交付義務は定められていない。
10. (○) = 法第33条第1項による。
11. (○) = 法第34条第1項による。
12. (○) = 法第34条第2項による。
13. (○) = 規則第52条第3号による。
14. (○) = 法第36条第1号による。
15. (×) = 法第36条にこのような定めはない。そもそも旅行サービス手配業に約款を定めなければならないという条文はない。
16. (○) = 法第37条第1項第3号による。
17. (×) = このような定めはない。標識を掲示しなければならないのは旅行業者等である。

〈旅行業協会〉P.169～P.170

- 【問題23】 1. (×) 2. (○) 3. (×) 4. (○)
5. (×) 6. (×) 7. (×) 8. (×)
2、4、が法第42条に定められている。他は定められていない。3の苦情の解決は旅行者からの苦情に限らず旅行に関するサービスを提供する者からの苦情も解決しなければならない。7の弁済業務は旅行者に対してのみ行う。

- 【問題24】 1. (○) = 法第42条第1号及び法第45条第1項に、社員に限る旨の定めはない。
2. (○) = 法第45条第2項による。
3. (×) = 法第45条第3項による。正当な理由があれば拒むことができる。
4. (×) = 法第45条第4項による。社員に周知させなければならない。
5. (○) = 法第46条第2項による。

【問題25】1. (○)=法第49条第1項第1号による。

2. (×)=法第48条第1項による。弁済を受ける権利を有するのは「旅行者」のみ。

3. (×)=法第48条第2項による。旅行業協会の認証を受けなければならない。

4. (×)=法第49条第2項による。「終了の日から」⇒「終了の日の翌日から」が正しい。

5. (○)=法第50条第2項及び第3項による。

6. (○)=法第54条第3項及び第4項による。

7. (○)=法第49条第3項による。

8. (×)=法第48条第5項による。弁済限度額は、「保証社員は営業保証金を供託することを要しない。」とする法第53条の規定がないとしたならば当該保証社員である旅行業者が供託すべきこととなる営業保証金の額を下ることができない。

〈雑則・罰則〉P.183

【問題26】1. (○) 2. (○) 3. (○) 4. (○) 5. (○) 6. (○) 7. (×)

8. (○) 9. (○) 10. (○) 11. (○) 12. (○)

法第67条及び旅行業法施行令(政令)第5条第1項及び第2項による。

【問題27】1. (×)=法第74条第1号及び第6号による。旅行業者代理業は除かれている。

2. (○)=法第74条第4号による。

3. (○)=法第70条第3項による。

4. (○)=法第71条及び規則第74条による。

5. (○)=法第71条及び規則第75条による。